

○国立大学法人埼玉大学免許法認定公開講座規則

〔平成19年6月14日〕
規則第70号

改正 平成20. 3. 1 19規則97
平成22.12.16 22規則61

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学が実施する埼玉大学免許法認定公開講座（以下「免許法認定公開講座」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 免許法認定公開講座とは、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第43条の3の規定に基づく公開講座をいう。

(受講資格)

第3条 免許法認定公開講座の受講資格は、その都度定める。

(単位の認定)

第4条 免許法認定公開講座において、所定の課程を修了した受講者には、単位を認定する。

2 前項の単位の認定については、国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則に定めるところによる。

(単位修得証明書)

第5条 学長は、単位の認定を受けた受講生に対し、学力に関する証明書を交付する。

附 則

この規程は、平成19年6月14日から施行する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則97）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成22.12.16 22規則61）

この規則は、平成22年12月16日から施行する。